

第15回 佐賀県地域年金事業運営調整会議

【令和3年8月】



日本年金機構

Japan Pension Service

目 次

1. 地域年金展開事業の概要	2 P
2. 令和2年度事業実施結果報告（令和2年4月～令和3年3月）	5 P
3. トピックス	2 3 P
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応	
(2) オンラインビジネスモデルの推進	
4. 令和3年度事業計画	2 8 P
5. 参考資料	3 5 P
(1) 令和3年度の年金額改定	
(2) 令和2年 年金制度改正の概要（一部抜粋）	
(3) 国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標（全国）	

1. 地域年金展開事業の概要

地域年金展開事業の概要

地域のネットワーク

○関係機関

厚生労働省
・地方厚生(支)局
・都道府県労働局
・ハローワーク など
教育委員会
社会福祉協議会 など

○地域

地方自治体
・市区役所、町村役場
・自治会
・民生委員、児童委員
教育機関
企業、商業施設 など

○関係団体

都道府県社会保険労務士会
全国健康保険協会都道府県支部
社会保険(年金)協会・委員会
受給者協会
商工会、商工会議所 など

連携
・
協力

日本年金機構

○本部 相談・サービス推進部

相談・
管理

協力

支援(研修)
・
進捗管理
等

○各地域代表 年金事務所

・関係機関との連絡
調整
・年金事務所の状況
把握

指導・
助言

報告

○年金事務所

・事業実施主体
・代表年金事務所は管内の
年金委員活動支援を取り
まとめる

・委嘱事務
・各種支援(研修や情報提供)

協力者

年金委員

地域年金推進員

参加

年金制度の普及・啓発

共同開催

地域年金展開事業

年金制度の周知、理解、支援のネットワークの構築

- ①ポスターの貼付・チラシの配布・リーフレットの設置
- ②年金制度説明会(地域、関係機関、関係団体への普及・啓発活動)
- ③年金セミナー(教育機関への普及・啓発活動)
- ④出張年金相談会
- ⑤年金委員の活動支援
- ⑥地域年金事業運営調整会議 など

年金制度の普及・啓発

地域住民・学生・生徒・
会社にお勤めの方
など

地域年金展開事業の主な取組

- 公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納率の向上等のため、関係機関との連携協力のもと、「年金制度説明会」や「年金セミナー」「出張年金相談」等を実施します。
- また、日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」を開催し、事業推進の意見や助言を伺います。

地域連携事業

- 職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体等に対し、オンラインまたは対面により、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。
- 市区役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ、年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配布の依頼等。

年金セミナー事業

- 年金事務所職員が高校、大学、専門学校等に対し、オンラインまたは対面により、生徒・学生向けの年金セミナーを実施。もしくは年金セミナー用動画（DVD）を配付。
- 大学での年金相談、学生納付特例制度の申請窓口の開設、パンフレットの設置、配布の依頼等。

地域相談事業

- 年金事務所から遠方の地域住民の利便性やニーズに応えるため、市区役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。

年金委員活動支援事業

- 年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシなど活動に役立つ情報を提供。

地域年金事業運営調整会議

- 公的年金制度の普及・啓発などの検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関の職員などを委員として都道府県単位で設置。

2. 令和2年度事業実施結果報告

(令和2年4月～令和3年3月)

○地域連携事業

計画		実績	総括及び課題																								
市区町村・官公庁	① 市区町村や官公庁に、窓口での年金制度に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への情報提供の充実を図る。 ② 市区町村広報誌等を活用し、年金制度や出張相談に関する周知を行う。 ③ 市区町村職員への研修、説明会を定期的に実施する。	① 市区町村や官公庁に、年金生活者支援給付金や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種対策に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への周知広報を実施した。 また、市区町村や地域年金事業運営調整会議委員、年金委員に日本年金機構アニュアルレポートを送付し、事業運営の状況や目標の達成状況について報告した。 ② 市区町村広報誌へ出張相談の日程などの年金に関する記事を提供し、地域住民への広報を行った。 ③ 市区町村職員への制度説明会を以下のとおり実施した。 <table><thead><tr><th>実施日</th><th>事務所</th><th>対象市町</th><th>参加者</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2.6.26</td><td>唐津</td><td>管内市町担当者</td><td>11名</td></tr><tr><td>R2.8.21</td><td>武雄</td><td>管内市町担当者</td><td>13名</td></tr><tr><td>R2.12.7</td><td>佐賀</td><td>管内市町担当者</td><td>5名</td></tr><tr><td>R2.12.14</td><td>佐賀</td><td>管内市町担当者</td><td>3名</td></tr><tr><td>R3.1.22</td><td>唐津</td><td>管内市町担当者</td><td>8名</td></tr></tbody></table> 九州厚生局と地域代表事務所である博多年金事務所共催で、九州管内市区町村職員への事務説明会が開催された。今回は機構のテレビ会議システムを活用し、博多年金事務所から発信される画像を各年金事務所で視聴する方法で開催した。 開催日：12月7日（13名）・14日（12名） テーマ：国民年金免除申請書受付時における留意事項 国民年金における外国人の適用 障害年金事務にかかる留意事項	実施日	事務所	対象市町	参加者	R2.6.26	唐津	管内市町担当者	11名	R2.8.21	武雄	管内市町担当者	13名	R2.12.7	佐賀	管内市町担当者	5名	R2.12.14	佐賀	管内市町担当者	3名	R3.1.22	唐津	管内市町担当者	8名	 ○ 新制度に関するポスター・リーフレットを市町に送付。また、アニュアルレポートも送付し、事業状況について報告を行った。 ○ 市町職員への研修については、各年金事務所ですでに行っているが、感染症拡大防止の観点から集合形式の研修の開催を控えたため、例年よりも少ない開催となった。 ○ 情報提供や報告連絡相談の充実を図り、市町担当職員との連携を図る。
	実施日	事務所	対象市町	参加者																							
R2.6.26	唐津	管内市町担当者	11名																								
R2.8.21	武雄	管内市町担当者	13名																								
R2.12.7	佐賀	管内市町担当者	5名																								
R2.12.14	佐賀	管内市町担当者	3名																								
R3.1.22	唐津	管内市町担当者	8名																								

6

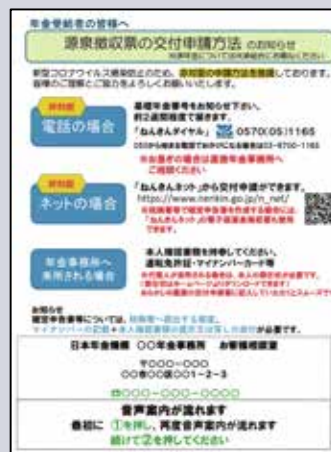
計画

実績

総括及び課題

- ④ 市区町村担当職員向け情報誌を定期的に発行し、制度改正や事務処理上の留意点について情報提供を行う。
- ⑤ 税務署へ広報チラシの設置を依頼する。

- ④ 市区町村職員向け情報誌「かけはし」を定期的に発行し、制度改正や事務処理上の留意点について、タイムリーな情報提供を行った。
送付時期：5月、7月、9月、11月、1月、3月
(奇数月に発行)
- ⑤ 確定申告時の窓口混雑緩和のため、佐賀県内税務署に「年金受給者の源泉徴収票再発行手続き」及び「国民年金保険料控除証明書再発行手続き」に関するチラシの設置依頼を行った。



- これまでと同様に、各種制度の周知や情報提供について、市区町村や関係団体と協力して実施することができた。
- 国民年金の適用・収納については、市区町村との緊密な連携が不可欠であるため、研修会や意見交換の機会の充実をさらに進めていく必要がある。

計画		実績	総括及び課題
社会保険労務士会	① 定期的に連絡会を開催するとともに、適宜情報提供を行う。 ② 街角の年金相談センター鳥栖オフィスとの連絡調整及び情報セキュリティ対策の点検	① 年2回の連絡会議を8月6日、1月19日に開催し、制度改正や事務取扱いの変更等にかかる情報提供を行うとともに、毎月の打ち合わせで相談予約や電子申請の推進に関する協力依頼を行った。 ② 毎月、個人情報の取り扱い状況などの情報セキュリティ対策の点検を行い、必須掲示物の確認、新型コロナウイルス感染拡大予防対策の確認を含めた打ち合わせを2ヶ月ごとに実施した。また、佐賀年金事務所がオフィスの情報セキュリティ対策の向上を目的とし、6月23日、12月15日に巡回指導を行った。	○ 今後大きな制度改正を控え、機構の事業推進には社会保険労務士会との連携が不可欠であり、さらに協力連携を進めていく。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研修会を開催することができなかった。
社会保険協会	① 社会保険協会発行の広報誌へ記事を掲載し、会員事業所への情報提供を行う。	① 毎月発行される社会保険協会発行の広報誌「社会保険さが」編集会議に出席し、記事提供を行った。 主な掲載記事 ・新型コロナウイルス感染症に伴う各種特例制度の案内 ・電子申請の推進 ・算定基礎届・賞与支払届提出の案内 ・「わたしと年金」エッセイ募集 ・ねんきんネットの利用促進	○ 記事掲載による情報発信をさらに効果的なものとするため、より分かりやすく読みやすい記事となるよう工夫する。 ○ 事業主を会員とする社会保険協会は、年金制度の周知及び啓発において重要な団体であり、更に協力連携を強化しながら事業推進を図っていく。
全国健康保険協会	① 定期的に連絡会議を開催し、情報共有を図る。 ② 機構及び全国健康保険協会の業務にかかる研修会を相互に実施する。	① 7月16日に幹部会に幹事会を開催。新型コロナウイルス感染症の影響により、幹事会が1回のみとなり実務部会の開催には至らなかったが、双方に関連する事業についての対応方針の策定や、課題に対する協議・検討を行った。 ② 昨年度に引き続き、全国健康保険協会佐賀支部との合同行事を実施し、双方の業務について理解を深めた。	○ 厚生年金保険の適用に伴う保険証の発行や、健康保険の給付と年金の給付など、相互に関連する業務について理解を深めることは、お客様サービスの観点からも非常に重要であることから、引き続き連携強化を図る。

8

計画

実績

総括及び課題

- ③ 全国健康保険協会佐賀支部と共催で年金委員功労者表彰式を開催する。

- ③ 年金委員・健康保険委員功労者表彰式及び研修会の実施状況
(以下のとおり)

【表彰式・研修会】

事務所	実 施 日	会 場
佐賀	令和2年11月25日(水)	アバンセ ホール (佐賀市) 日本年金機構理事長表彰 3名 日本年金機構理事表彰 5名

【研修会】

事務所	実 施 日	会 場
武雄	令和2年11月11日(水)	武雄市文化会館 (武雄市)
唐津	令和2年11月12日(木)	伊万里市生涯学習センター (伊万里市)
佐賀	令和2年11月17日(火)	唐津市高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市)
佐賀	令和2年11月19日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市)

- 年金委員功労者表彰式・研修会は以前より合同で行っているが、今年度は事前に出席状況を確認し、会場入口での検温・手指消毒など新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して実施した。また、これまで開催案内を送付していなかった健康保険委員のみの委嘱者に対しても、会場の収容人員に応じて全国健康保険協会佐賀支部より開催案内を送付して頂いた。

- 今後も更なる協力連携を進めるため、相互での意見調整を図る。

計画

実績

総括及び課題

企業・団体等

- ① 企業や団体の従業員に対し、年金制度説明会を開催する。

- ① 以下のとおり事業所の従業員に対して年金制度説明会を開催した。

事業所名	① 事業所		② 事業所担当者		③ 官公庁・自治体		④ 関係団体		合 計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
佐賀	1	25	0	0	0	0	2	57	3	82
唐津	0	0	2	90	0	0	2	68	4	158
武雄	0	0	1	99	0	0	1	5	2	104

- ※①は、事業所からの要請による訪問説明会
 ※②は、新規適用事業所説明会、社会保険事務講習会等
 ※③は、官公庁・自治体事務担当者説明会、市町への訪問説明会
 ※④は、各種関係団体からの要請による訪問説明会

- これまで、民間企業へのアプローチが弱く、説明会の開催や協力連携する機会が少なかったため、今年度は重点的に取り組んだ。
- 今後も取組を継続するとともに、企業のニーズを的確につかみ、さらなる連携強化を図る。



マスメディア

- ① 「ねんきん月間」や「年金の日」等について、マスメディアを活用した広報を行う。

- ① 佐賀県政記者クラブに対し、以下のとおりプレスリリースを行った。
- ・ 6月2日 令和2年度「わたしと年金」エッセイ募集
 - ・ 11月1日 「ねんきん月間」及び「年金の日」のお知らせ

- マスメディアを活用した周知広報は、まだ十分にできていない状況にあるため、今後も他の地域の取組みも参考にしながら、有効な方策を検討する。

○年金セミナー事業

計画	実績	総括及び課題
① 年金セミナー実施に向けたアプローチの実施	① 教育機関へのアプローチ ・6月に県代表の佐賀年金事務所より以下の教育機関に対して、年金エッセイにかかる協力依頼を行った。 【佐賀県教育委員会、佐賀県教育庁学校教育課、佐賀県内高等学校（42校）佐賀県内各市町教育委員会、佐賀県内中学校（98校）】 ・11月に県代表の佐賀年金事務所より以下の教育機関に対して、年金セミナー実施にかかる協力依頼を行った。 【佐賀県教育委員会、佐賀県内高等学校（42校）】	○ 新型コロナウイルス感染状況に鑑み、従来の対面型セミナーに加え、非対面型オンラインセミナー、年金セミナー動画を収録したDVDを視聴いただく非対面型セミナーでも対応可能とした。 ○ 年々増加する海外から留学生に対しては、昨年度から実施している日本語と英語での年金セミナ継続実施し、学生納付特例申請書や免除申請書の受理に繋げた。
② 年金セミナーの実施	② 年金セミナーの実施状況 【外国人留学生】	

計画		実績				総括及び課題	
令和2年度年金セミナーの開催校		令和2年度年金セミナー開催校					
		実施日	事務所	対象校	参加者		
		R2.6.22	佐賀	佐賀大学農学部	146		
		R2.10.8	佐賀	西九州大学リハビリテーション学科	62		
		R2.11.19	佐賀	佐賀女子短期大学	58		
		R2.11.20	佐賀	佐賀女子短期大学	44		
		R2.12.10	佐賀	弘堂国際学園	67		
		R2.12.10	佐賀	弘堂国際学園	42		
		R2.12.16	唐津	伊万里学園 敬徳高等学校	130		
		R2.12.16	唐津	佐賀県立伊万里商業高等学校(定時制)	10		
		R2.12.23	武雄	鹿島藤津地区医師会立 看護高等専修学校	1		
		R3.1.13	佐賀	佐賀学園高校	190		
		R3.1.13	武雄	学校法人福岡保健学院 武雄看護リハビリテーション学校	79		
		R3.1.14	佐賀	佐賀市医師会立看護専門学校	26		
		R3.1.14	唐津	早稲田佐賀高等学校	120		
		R3.1.14	佐賀	佐賀農業高等学校	109		
		R3.1.15	佐賀	CODO外語観光専門学校	41		
		R3.1.15	佐賀	CODO外語観光専門学校	54		
		R3.1.15	佐賀	CODO外語観光専門学校	42		
		R3.1.18	佐賀	佐賀市医師会立看護専門学校	36		
		R3.1.18	武雄	独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター付属看護学校	42		

12

計画		実績				総括及び課題
令和2年度年金セミナーの開催校		実施日	事務所	対象校	参加者	
		R3.1.19	佐賀	佐賀大学経済学部	91	
		R3.1.27	唐津	佐賀県立厳木高等学校	60	
		R3.1.28	唐津	佐賀県立唐津西高等学校	163	
		R3.2.1	佐賀	高志館高校	111	
		R3.2.1	武雄	嬉野高等学校	76	
		R3.2.3	武雄	白石高等学校 商業科キャンパス	69	
		R3.2.5	佐賀	多久高校	109	
		R3.2.5	唐津	佐賀県立唐津商業高等学校	153	
		R3.2.8	佐賀	CODO外語観光専門学校	48	
		R3.2.8	佐賀	CODO外語観光専門学校	84	
		R3.2.8	佐賀	牛津高校	140	
		R3.2.8	唐津	佐賀県立唐津工業高等学校	160	
		R3.2.8	唐津	佐賀県立唐津南高等学校	130	
		R3.2.8	唐津	佐賀県立唐津青翔高等学校	80	
		R3.2.8	武雄	鹿島高等学校 大手門学舎	75	
		R3.2.8	武雄	有田工業高等学校（定時制）	7	
		R3.2.8	武雄	嬉野高等学校 塩田校舎	83	
		R3.2.9	佐賀	佐賀工業高校	280	
		R3.2.9	佐賀	エッジ国際美容専門学校	19	
		R3.2.9	佐賀	佐賀東高校	178	
		R3.2.9	佐賀	三養基高校	165	

計画		実績				総括及び課題	
令和2年度年金セミナーの開催校							
		実施日	事務所	対象校	参加者		
		R3.2.9	唐津	佐賀県立伊万里農林高等学校	90		
		R3.2.10	武雄	有田工業高等学校	180		
		R3.2.12	佐賀	佐賀商業高校（全日制）	224		
		R3.2.15	佐賀	佐賀商業高校（定時制）	7		
		R3.2.16	佐賀	鳥栖商業高校	151		
		R3.2.22	佐賀	佐賀星生学園	29		
		R3.2.25	唐津	伊万里看護学校	30		
		R3.2.26	武雄	太良高等学校	20		
		R3.3.1	佐賀	佐賀県医療センター好生館看護学院	50		
		R3.3.2	唐津	唐津看護学校	32		

14

○地域相談事業

計画		実績	総括及び課題																												
自治体（市区町村）	① 予約相談の周知・拡充 ② 遠隔地の市区町村に赴き、年金にかかる相談・受付窓口を開設	① チラシの配付・設置依頼 市町の班回覧または戸別配付、ＪＡ・公民館へのポスター掲示依頼を行い、予約相談の周知・拡充を図った。 ② 各出張所における実施結果は以下のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>出張相談所</th><th>開設日・相談時間</th><th>回数</th><th>相談者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多久市役所</td><td>第１，３水曜日</td><td>２１回</td><td>１１５名</td></tr> <tr> <td>基山町役場</td><td>第２，４火曜日</td><td>２０回</td><td>９２名</td></tr> <tr> <td>伊万里市役所</td><td>毎週金曜日</td><td>４５回</td><td>４７６名</td></tr> <tr> <td>鹿島市役所</td><td>第１，３火曜日</td><td>２２回</td><td>１８６名</td></tr> <tr> <td>有田町役場</td><td>第２水曜日</td><td>１０回</td><td>３３名</td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td>１１８回</td><td>９０２名</td></tr> </tbody> </table>	出張相談所	開設日・相談時間	回数	相談者数	多久市役所	第１，３水曜日	２１回	１１５名	基山町役場	第２，４火曜日	２０回	９２名	伊万里市役所	毎週金曜日	４５回	４７６名	鹿島市役所	第１，３火曜日	２２回	１８６名	有田町役場	第２水曜日	１０回	３３名	合計		１１８回	９０２名	○ 新型コロナウイルス感染拡大により、令和２年４月から５月に出張相談を開催しなかった相談所もあった。 また、伊万里市役所においては、相談体制を３名から２名に縮小したため、相談者数が減少したが、感染防止対策を徹底したうえで実施することができた。 ○ 遠隔地にお住いの被保険者・受給者にとって、出張年金相談は極めて重要な相談の機会であり、多くのニーズもあることから、引き続き市町村や関係機関と連携しながら実していく。
出張相談所	開設日・相談時間	回数	相談者数																												
多久市役所	第１，３水曜日	２１回	１１５名																												
基山町役場	第２，４火曜日	２０回	９２名																												
伊万里市役所	毎週金曜日	４５回	４７６名																												
鹿島市役所	第１，３火曜日	２２回	１８６名																												
有田町役場	第２水曜日	１０回	３３名																												
合計		１１８回	９０２名																												
労働局関係機関	① 年金制度説明会の開催及び免除申請等の相談窓口の開設	① ハローワークにおいて、定期的に求職者や失業者に対する年金制度説明会を開催した。あわせて、国民年金保険料免除申請にかかる相談会を開催した。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、資料の設置のみとなるなど、予定の回数及び内容での実施ができない場合が多くあった。	○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は予定していた取組が十分にはできなかったが、免除申請書の獲得を効率的に行えることから、引き続き取り組んでいく。																												

○年金委員活動支援事業

計画	実績				総括及び課題
① 年金委員研修会の実施	① 令和2年度実務研修会の実施状況				○ 令和元年度より、職域型年金委員研修については、各年金事務所からの案内文書、研修内容を統一化し、県内どの研修会場でも研修を受講可能とした。 また、地域型年金委員研修については、昨年度から県内一か所で研修会を実施した。 なお、今年度は他の公的機関等の協力を得て、年金の日に開催し、一般の方の参加も募った。
	種別	実施日	会場	出席者数	
	佐賀 (職域型)	R2.11.19 (木)	サンメッセ鳥栖（鳥栖市）	(※1) 48名	
	佐賀 (職域型)	R2.11.25 (水)	アバンセ（佐賀市）	(※2) 127名	
	唐津 (職域型)	R2.11.12 (木)	伊万里市生涯学習センター (伊万里市)	32名	
	唐津 (職域型)	R2.11.17 (火)	唐津市高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市)	(※3) 58名	
	武雄 (職域型)	R2.11.11 (水)	武雄市文化会館（武雄市）	(※4) 99名	
	佐賀 (地域型)	R2.11.30 (月)	メートプラザ佐賀（佐賀市）	(※5) 49名	
	合計			413名	
	※1 健康保険委員のみ委嘱者7名含む ※2 健康保険委員のみ委嘱者13名含む ※3 健康保険委員のみ委嘱者7名含む ※4 健康保険委員のみ委嘱者20名含む ※5 年金委員以外の参加者19名を含む ※各会場では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施				

16

計画

② 積極的な情報提供

③ 委嘱数拡大に向けた取組

実績

② 【職域型】各種啓発資料の送付

【地域型】各種啓発資料の送付

- ・地域型年金委員に対して情報誌「なごみ・便り」とその時折の制度改正等のパンフレット等を偶数月に発送した。
(R2.11委員数62名)

- ・地域型年金委員に対し「アニュアルレポート2019」発送「年金委員【地域型】活動の手引き」を同封。



③ 以下のとおり実施した

実施月	年金委員	勧奨内容
通年	職域型	年金委員辞退届提出時に事業主に後任者の推薦の協力要請 随時、文書により年金委員の委嘱勧奨
11月	職域型	年金委員・健康保険委員合同研修会開催の際、健康保険委員のみの委嘱者へ年金委員への委嘱勧奨
通年	地域型	職域型年金委員の解嘱届提出時の地域型年金委員委嘱への協力要請 各種イベント開催時に年金委員への委嘱勧奨

総括及び課題

- 職域型及び地域型の啓発資料の送付については予定どおり実施できた。更に、地域型年金委員に対しては、九州地域版情報誌「なごみ・便り」に、今年度から佐賀県のページを追加し、隔月で発送した。
- 職域型、地域型年金委員それぞれの活動に合ったタイムリーな情報提供を行う。
- 社会保険OB会及び年金協会への勧奨の協力要請については、ご協力いただき委嘱数の拡大に繋がった。
- 現在、佐賀県内の一部を除き大部分が社会保険委員会の活動が休止状態にあるため、活動の再開に向けた支援を検討する必要がある。

計画	実績			総括及び課題		
	【職域型年金委員数の推移】（平成30年度～令和2年度）					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
佐賀	647名	679名	677名			
唐津	486名	495名	493名			
武雄	324名	316名	323名			
合計	1,478名	1,457名	1,493名			
	【地域型年金委員の推移】（平成30年度～令和2年度）					
	年 度	OB会	社労士会	年金協会	その他	合 計
佐賀県	平成30年度	18名	10名	14名	1名	43名
	令和元年度	27名	10名	21名	2名	60名
	令和2年度	28名	10名	21名	4名	63名

○「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

「ねんきん月間」：日本年金機構では、厚生労働省と協力して毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、全国各地で公的年金制度の普及・啓発活動を展開している。

「年金の日」：国民一人一人に、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らしていただくことを目的として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」に制定している。

計画	実績	総括及び課題
① 学生向け年金セミナーの実施 （佐賀年金事務所）	① 令和2年11月19日（木）16:20～17:05 佐賀女子短期大学 令和2年11月20日（金） 佐賀女子短期大学（リモートでのセミナー）	○ セミナーについては、新型コロナの影響で11月20日についてはリモートで開催した。
② 「FMからつ」で年金制度説明を実施（唐津年金事務所）	② 令和2年11月11日（水）18:00頃～18:20 FMからつに出演	○ ラジオ番組で主に国民年金の免除制度（新型コロナの影響での特例免除含む）を広報した。
③ 園児による絵画及びぬりえ展の開催（唐津年金事務所）	③ 令和2年11月2日（月）～令和2年11月30日（月） 城内シオン保育園の園児 題材:ねんきんネットマスコットキャラクター 展示場所:唐津年金事務所1F	○ 佐賀新聞で記事が掲載され、唐津ケーブルテレビでは映像が紹介された。

計画

実績

総括及び課題

- ④ 年金委員研修会の開催。
(佐賀・唐津・武雄年金事務所)

- ⑤ 「いい未来（11月30日＝年金の日）の集い」の開催

④ 【職域型年金委員研修会】

- ・佐賀年金事務所
令和2年11月19日（木） 14:00～16:00
サンメッセ鳥栖
令和2年11月25日（水） 14:30～16:30
アバンセ
- ・唐津年金事務所
令和2年11月12日（木） 14:00～16:00
伊万里市生涯学習センター
令和2年11月17日（火） 14:00～16:00
唐津市高齢者ふれあい会館「りふれ」
- ・武雄年金事務所
令和2年11月11日（水） 14:00～16:00
武雄市文化会館

- ⑤ 「いい未来（11月30日＝年金の日）の集い」【地域型年金委員研修会】
令和2年11月30日（月） 13:30～16:00
メートプラザ佐賀

【いい未来（11月30日＝年金の日）の集い】



【制度説明】

- 全国健康保険協会佐賀支部との共催により幅広いテーマで実施できた。

- 「いい未来（11月30日＝年金の日）の集い」は、佐賀県年金協会・全国国民年金基金佐賀支部・佐賀県警察本部の協力を得て実施。年金制度説明と寸劇・講演を行い、詐欺被害防止の注意喚起を行った。
なお、この集いは一般の方の参加も募った。
新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、受付時の検温・手指消毒・マスク配付を行い、座席には間隔を空けて座っていただいた。

○地域年金事業運営調整会議

計画	実績	総括及び課題
① 第14回佐賀県地域年金事業運営調整会議の実施 ② 地域年金事業運営調整会議委員に、年金制度や事業に関する情報提供を行う。	① 新型コロナウイルス感染症拡大により会議の開催が困難な状況だったため、資料送付による書面による開催となった。 各委員からコロナ渦における地域年金事業の対応方法についてご意見を頂戴し、今後の事業へ反映させることとした。 ② 地域年金事業運営調整会議委員に、「ねんきん月間」や「年金の日」にかかるポスター・リーフレット、予約相談にかかるリーフレットを送付し、各種取組への協力依頼を行った。	○ 今後、地域年金事業運営調整会議をはじめ各種会議や研修について、オンラインを活用した開催が可能となるよう、機構本部と連携して取り組んでいく。

○令和2年度の会議における主なご提言への取組状況

日付	事業名	ご提言内容	対応状況
令和3年1月 令和3年2月	・年金セミナー事業	・Webを使用しての年金セミナー開催を検討すべきではないか。 ・ハローワークが実施する学校に対するセミナーは現在コロナ対策として、席の間隔を空け、時間を短く、回数を分け実施しているが年金事務所においては如何か。	・非対面型オンライン年金セミナーは、すでに数校実施済み。今年度からDVD配付による非対面型年金セミナーも実施し、来年度は県代表事務所において、オンラインでの年金セミナーも可能となります。 ・集合形式での年金セミナーについては今後学校側とコロナ対策を話し合いながら実施していきます。
令和3年2月	・地域年金事業運営調整会議 ・地域相談事業	・対面での会議開催は、今後数年は難しいのではないかと。10名前後の人数であれば、Web会議が良いのではないかと。 ・事業面でも詐欺の被害に遭っていらっしゃる方もあるので、対面（訪問）での業務は控えたほうが良いのではないかと。	・Webでの会議については、すぐに対応することは困難ですが、書面開催又はコロナ対策を十分に行っての集合開催を検討します。 ・事業面での訪問は、現在、原則中止しており、要請があった場合のみ訪問しています。
令和3年2月	・年金セミナー事業	・私立学校については、校長会において年金セミナー開催について事務局より案内が可能であるが如何か。	・令和3年3月22日もしくは4月開催の校長会で資料を配付いただくよう事務局へ依頼済み。
令和3年2月	・地域相談事業	・「ゆめさが大学」で授業の枠をとって年金制度説明を行ってみてはどうか。	・今後、大学事務局にアプローチを実施予定。
令和3年3月	・年金委員活動支援事業	・民生委員などへの地域型年金委員の委嘱勧奨は、直接該当地区へ依頼を行うほうが良いのではないかと。	・今後、直接地区の会議等に参加できるようアプローチを実施予定。
令和3年3月	・地域連携事業 ・地域相談事業	・佐賀県社会保険協会で実施している事業所内での健保・年金・労働の説明会（講師は佐賀県社会保険労務士会から派遣）と年金相談をタイアップしてはどうか。	・今後、佐賀県社会保険協会等と打ち合わせを行い、年金相談等の実施を検討します。

3. トピックス

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応
- (2) オンラインビジネスモデルの推進

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応

日本年金機構では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があったお客様に対して、保険料の免除や納付猶予制度をご案内するなど、組織を挙げて適切かつ迅速に対応しています。

また、お客様の安心・安全を確保するため、「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、各拠点において広範な感染防止対策を実施しています。

■ 新型コロナウイルス感染症への主な対応

	①国民年金保険料免除等の臨時特例措置	②厚生年金保険料等の納付猶予特例	③標準報酬月額の特例改定	④障害状態確認届の提出期限延長
概要	○収入源となる業務の喪失や売上減少により所得が相当程度に下がった場合、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、保険料免除などを可能とする。	○相当な収入の減少が生じた場合、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等を、申請により1年間猶予することができる。なお延滞金は全額免除となる。 (※現在は納付猶予特例は終了し、申請による換価の猶予等をご案内している。)	○新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、翌月から改定。	○障害年金の受給者等に提出していただく障害状態確認届(診断書)について、提出期限が令和3年8月末日までにある方について、提出期限を延長。
対応実績 (令和2年度:全国)	○約32万件を承認	○約9.8万事業所の申請を許可 ○許可金額は約9,700億円	○約2.7万事業所、約45.3万人の標準報酬月額を改定	○提出期限の延長のお知らせを約26万人の対象者に送付
リーフレット				

(2) オンラインビジネスモデルの推進

政府のデジタル化の方針を踏まえたこれまでの取組に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた非対面型のビジネスモデルを推進するため、お客様サービスのオンライン化に取り組んでいます。

1. 電子申請の利用促進・環境整備

- 電子申請の届出が義務化される事業所及び被保険者が101人以上の事業所について、重点的に利用勧奨を実施し、電子申請への移行を進めました。

	令和元年度累計	令和2年度累計
電子申請件数（割合）	31,677千件（23.9%）	54,551千件（41.9%）

※主要7届書（資格取得届、資格喪失届等）を対象

- 令和2年4月から、電子証明書がなくても、GビズIDを利用したマイナポータル経由の電子申請の受付が可能となりました。
- 事業所調査時に事業主に提出を求めている賃金台帳等の調査資料について、利便性の向上を図ることを目的に、新たにオンラインで提出できる環境を構築し、運用開始に向けた準備を進めています。



2. ねんきんネットの利用促進・機能改善

- ねんきんネットを利用することで、年金事務所に出向くことなく、年金見込み額試算やご自身の年金記録の確認などが可能となります。また、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式の実践に役立つサービスでもあり、利用促進に力を入れています。
- マイナンバーカードを利用したマイナポータル経由でのねんきんネットの初回利用について、令和3年7月からスマートフォンでの対応が可能となるよう機能改善を行いました。

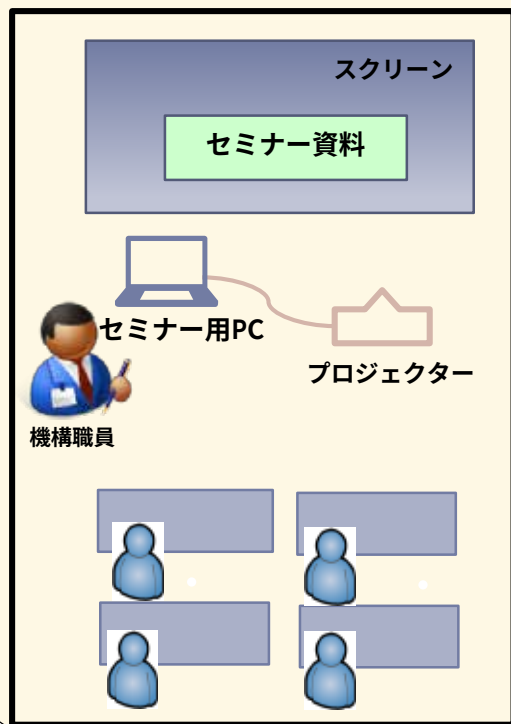


3. 多様な年金セミナーの実施

- 年金セミナーや制度説明会を安心して受講いただくため、新たに導入したWeb会議ツールを活用し、オンラインによる年金セミナーを実施しています。Web会議ツールは、現在のところ県代表年金事務所（佐賀年金事務所）に導入済みであり、実施結果を検証しながら、令和3年10月までに順次、全年金事務所に導入する予定です。
- 令和2年11月以降「知っておきたい年金のはなし」を基に作成した年金セミナー用動画（DVD）を送付希望の教育機関等へ配付し、これまでの対面型の年金セミナーだけでなく、動画提供型の年金セミナーを可能としました。また、令和3年7月には「20歳到達者向け制度周知動画」を追加収録した新たなDVDを作成しました。
- 現在、以下の3つの形式による年金セミナーの開催が可能です。

① 対面型

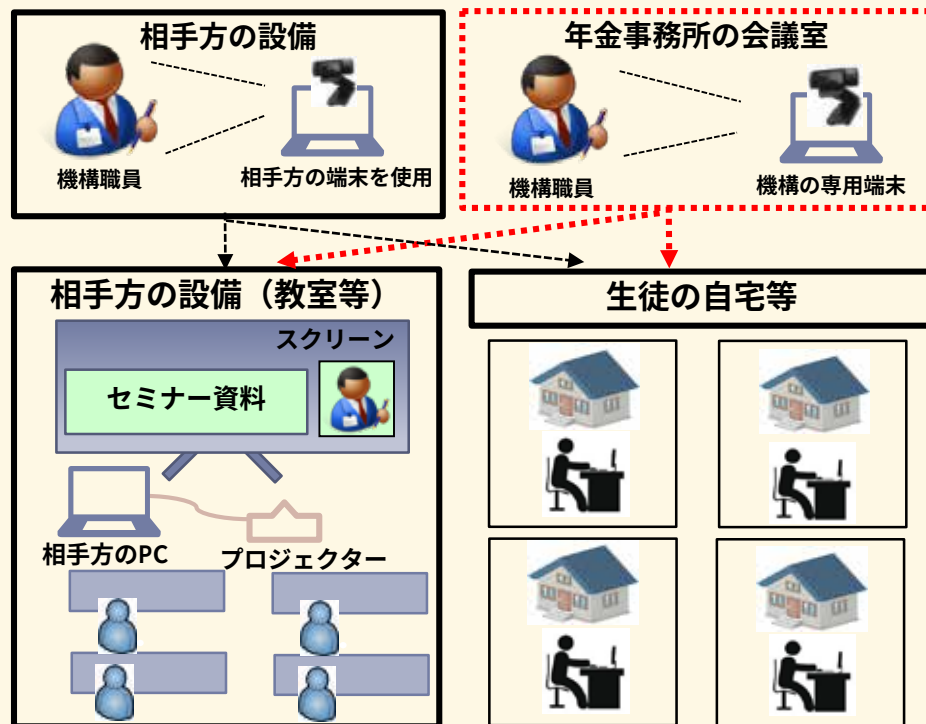
職員（講師）が学校等へ赴き、受講者と対面で実施する方法



② 非対面型（オンラインセミナー）

Web会議ツールを利用して講師と受講者をオンラインで結び、モニターを通じてセミナーを実施する方法

新たに導入



③ 動画提供型

機構から配付したセミナー用動画（DVD）を受講者が視聴する方法



4.インターネットによる年金相談予約の導入

- 日本年金機構では、平成28年10月から予約制による年金相談を全国実施しています。令和2年度末においては、95%を超える予約率となっており、多くのお客様に予約制による年金相談をご利用いただいています。
- 一方で、「予約の電話が繋がりにくい」、「インターネットで予約できるようにしてほしい」といったお客様からのご意見もあったことから、令和3年5月6日より、老齢年金ターンアラウンド請求書（緑色の封筒）が届いたお客様を対象に、インターネットによる年金相談予約を開始しました。



老齢年金ターンアラウンド
請求書を送付する封筒

■電話・窓口での予約とインターネット予約の比較

		(年金事務所)		(コールセンター) 電話での予約	インターネットでの予約 ※お一人の基礎年金番号につき、 ネット予約受付は1件まで
		窓口での予約	電話での予約		
受付環境		○ 年金事務所お客様相談室 ○ 年金事務所分室 ○ 年金相談センター・オフィス		○ コールセンター (予約受付専用電話等)	○ 年金相談予約専用サイト (日本年金機構HPより遷移)
予約受付時間帯		○ 平日 8:30～17:15 ○ 土曜開所日 9:30～16:00 ○ 延長開所日 8:30～19:00		○ 平日 8:30～17:15	○ 8:00～23:30
予約対象の相談		○ すべての年金相談		○ すべての年金相談	○ 老齢ターンアラウンドのみ
予約受付 可能期間	いつから	○ 自拠点分は当日分から、その他は翌営業日分から		○ 翌営業日分から	○ 翌々営業日分から
	いつまで	<老齢ターンアラウンド請求> ○ 3か月先の月の末日まで <その他相談> ○ 1か月先（暦日）まで		<老齢ターンアラウンド請求> ○ 3か月先の月の末日まで <その他相談> ○ 1か月先（暦日）まで	<老齢ターンアラウンド請求> ○ 3か月先の月の末日まで
予約可能枠		○ 60分、45分、30分、15分		○ 60分、45分、30分、15分	○ 45分
予約日時のリマインド機能		○ なし		○ なし	○ 予約日の前日にリマインドメールを送信

4. 令和3年度事業計画

令和３年度 重点取組事項

社会がコロナ禍を克服し立ち上がろうとする中、年金を正しく確実に支給し、年金制度を安定的に運営することは、機構に与えられた重要な役割・使命である。

地域年金展開事業をより一層推進し、年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結び付けることで、令和３年組織目標である「社会の安定・安心に貢献」することを目指す。

上記を達成するため、以下の３点を、佐賀県の地域年金展開事業における「令和３年度重点取組事項」に位置づける。

【令和３年度重点取組事項】

- １．市区町村や関係機関との連携強化を図り、公的年金制度の周知・理解を促進する
- ２．オンラインを活用した地域年金展開事業を推進する
- ３．年金委員活動の活性化を図り、委嘱拡大につなげる

(1) 市区町村、自治会、事業所、関係機関との協力連携

市区町村、自治会、事業所、関係機関等と協力連携し、公的年金制度の周知・広報の充実及び国民年金保険料の納付率向上を図る。

1. 関係機関・関係団体との連携による周知・啓発
 - ・市区町村、ハローワーク、税務署等に、窓口での年金制度に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置を依頼し、地域住民への情報提供の充実を図る。
 - ・関係機関の会議や研修会に参加し、年金制度や事業に関する情報提供を行う。
2. 市区町村広報誌等による周知・啓発
 - ・市区町村広報紙等を活用し、出張年金相談の日程や年金制度に関する情報提供を行う。
 - ・社会保険協会発行の広報誌に事務手続きに関する記事等を掲載する。
3. 年金制度説明会の開催
 - ・地域住民及び企業や団体の従業員を対象とした年金制度説明会を積極的に開催する。
 - ・開催にあたっては、オンラインを積極的に活用し、対面型から非対面型への移行を進める。
4. 関係機関・関係団体との連携強化
 - ・市区町村担当者への研修や事務打合せ会を定期的で開催する。
 - ・市区町村担当者向け情報誌「かけはし」を年6回（奇数月）送付し、情報提供を行う。
 - ・関係機関のニーズを十分聞き取り、効果的な情報提供・制度説明会を実施する。

(2) 地域における相談事業

地域住民のニーズに応えるとともに年金制度への理解を深めていただくため、自治体や教育機関、商業施設等に出向き、出張年金相談を実施する。

1. 市町村等における出張年金相談の実施
 - ・年金事務所から遠隔地の市町村に赴き、定期的に出張年金相談を開催する。
2. 社会福祉施設における障害年金制度説明会の開催
 - ・特別支援学校等に対し、障害年金制度に関する制度説明会開催のアプローチを積極的に行う。
 - ・特別支援学校等の教職員や保護者に対し、感染防止対策を徹底したうえで制度説明を実施する。
3. ハローワークでの雇用保険受給者説明会にあわせた制度説明会や国民年金保険料免除申請にかかる相談会等の開催
4. 「ねんきん月間」を活用し、多様な方法により公的年金制度の周知・広報を実施
5. 企業や団体の従業員等に対する年金制度説明会の開催
 - ・企業や団体等に対する制度説明会を通じて、電子申請やねんきんネット、制度改正事項等について、広く周知・広報する。
 - ・開催にあたっては、オンラインを積極的に活用し、対面型から非対面型への移行を進める。

(3) 教育機関を対象とした年金セミナー事業

中学生や高校生、大学生等の若い世代を対象に、公的年金の大切さを知り、制度への理解を深めていただくため、多様な年金セミナーを積極的に実施するとともに、効果的なアプローチを検討・実施する。

1. 年金セミナー開催に向けたアプローチ

- ・教育関係機関に対し、中学校や高校での年金セミナー開催に向けた協力依頼を行う。
- ・中学校、高校、大学、専門学校等に対し、リーフレットやセミナー動画（DVD）の送付、電話勧奨等のアプローチを積極的に行う。

2. オンラインを活用した年金セミナーの推進

- ・Web会議ツールを活用した非対面での年金セミナーの拡大を図る。
- ・非対面型セミナーの他、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえでの対面によるセミナー、セミナー動画（DVD）の視聴など、各学校のニーズや環境に応じたセミナーを開催する。
- ・実施後のアンケートや先生方のご意見をもとに、適宜、実施方法や教材の見直しを図る。
- ・セミナー講師育成のため、機構職員に対する研修やコンテストを充実させる。

3. 地域年金推進員の活用

- ・地域年金推進員が高校、大学、専門学校等を訪問し、リーフレットを活用した説明及び年金セミナー開催のアプローチを行う。
- ・地域年金推進員に対する研修や連絡会議を開催し、意見交換・情報共有を行う。

(4) 年金委員活動の活性化・委嘱拡大

年金委員は、地域や職場での制度周知・理解の促進に欠かせない存在であり、国民年金の納付率向上、無年金者・低年金者の防止に貢献していただく、いわば「地域や職場における機構職員」である。

年金制度に関する研修会や情報提供を充実させることより、年金委員活動の活性化とサポート体制の強化を図るとともに、年金委員の意義・やりがいをしっかりとアピールし、委嘱拡大に取り組む。

1. 定期的な研修会・意見交換会の開催

- ・厚生労働省からの通知に基づき、制度改正事項や重点協力依頼事項を中心とした研修会・意見交換会を開催する。

2. 積極的な情報提供及び制度周知への協力依頼

- ・「年金委員活動のてびき」や情報誌「なごみ便り」を送付し活動を支援する。
- ・各種啓発資料（退職後の年金手続きガイド、アニュアルレポート等）を送付するなど、積極的に情報提供を行う。
- ・地域型年金委員及び職域型年金委員を活用し、地域住民及び企業の従業員への制度周知や情報提供を行う。

3. 委嘱数拡大に向けた取組

- ・職域型年金委員については、年金委員未設置事業所に推薦依頼文書を送付する。
- ・定年退職等による職域型年金委員の辞退者については、後任の推薦依頼を確実にを行う。
- ・地域型年金委員については、推薦母体となる関係団体に対し、積極的に推薦依頼を行う。

(5) 「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

11月の「ねんきん月間」や11月30日の「年金の日」において、各年金事務所が創意工夫し、公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に実施する。

1. 年金委員功労者表彰式の開催
2. 各年金事務所における公的年金制度の普及・啓発活動の実施
3. 「わたしと年金」エッセイ募集
 - ・教育機関や関係団体に対し広報及びアプローチを積極的に行い、応募数の増加を図るとともに、応募のあった教育機関に対し感謝状を贈呈する。

(6) 地域年金事業運営調整会議

地域、教育機関、企業の中での年金制度の周知・理解・支援のネットワークの強化並びに地域年金展開事業の推進を図るため、地域年金事業運営調整会議を開催する。

1. 開催時期
 - ・令和3年8月（書面開催）及び令和4年2月
2. 主な議事
 - ・事業計画、事業実施結果の報告、事業における重点施策 など

5．参考資料

- (1) 令和3年度の年金額改定
- (2) 令和2年 年金制度改革の概要（一部抜粋）
- (3) 国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標（全国）

(1) 令和3年度の年金額改定

令和3年度の年金額は、令和2年度から0.1%の引き下げとなりました。

○ 令和3年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	令和2年度（月額）	令和3年度（月額）
国民年金 （老齢基礎年金（満額）：1人分）	65,141円	65,075円（▲66円）
厚生年金 ※ （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	220,724円	220,496円（▲228円）

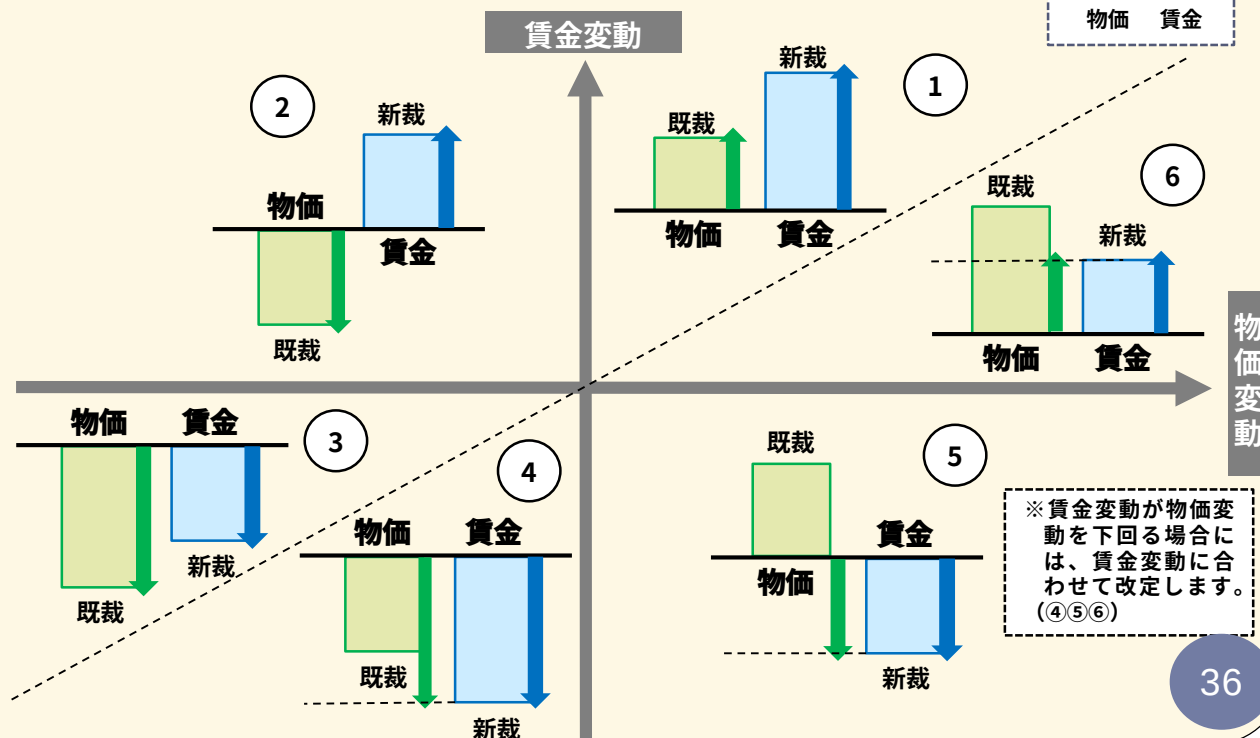
※ 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

○ 年金額の改定は、「物価変動率（物価上昇率）」と「名目手取り賃金変動率（賃金上昇率）」を基に、右図のルールに基づき決定されます。

○ 令和3年度については、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回り、右図④に該当したため、新規裁定年金（新裁）・既裁定年金（既裁）ともに、名目手取り賃金変動率（▲0.1%）によって改定されました。

令和3年度の指標

物価変動率 . . . 0.0%
名目手取り賃金変動率 . . . ▲0.1%



(2) 令和2年 年金制度改革の概要 (一部抜粋)

令和2年6月に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、前回の会議資料の中でその一部について改正概要をご説明しました。今回は、令和3年3月及び4月に施行された以下の4点について、改正概要をご説明します。

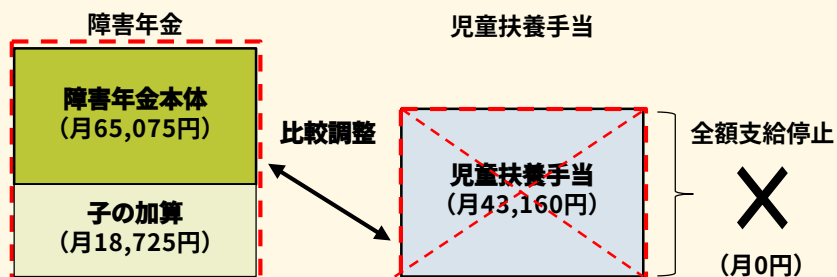
1. 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し
2. 未婚のひとり親の国民年金保険料申請全額免除基準への追加
3. 脱退一時金の支給上限月数の見直し
4. 寡婦年金の支給要件の見直し

1. 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し【令和3年3月施行】

障害基礎年金を受給している場合、児童扶養手当が支給停止される併給調整の方法を見直し、児童扶養手当と障害年金の子の加算部分額との差額を受給できるようになりました。

改正前

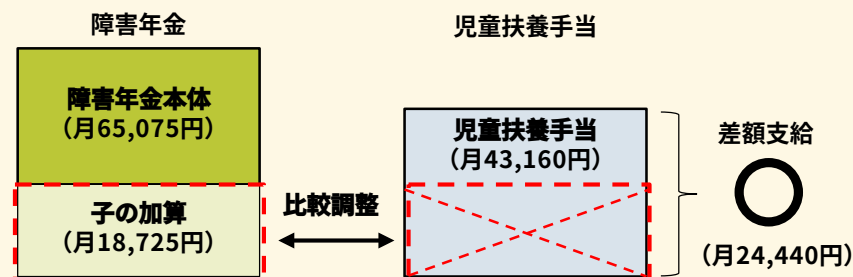
児童扶養手当が支給されない



※障害基礎年金受給中のひとり親（障害年金2級）と子どもが1人の場合

改正後

児童扶養手当が一部支給される



※児童扶養手当－子の加算相当額＝支給額

2. 未婚のひとり親の国民年金保険料申請全額免除基準への追加【令和3年4月施行】

未婚のひとり親に対する税制上の措置に対応するため、国民年金保険料の申請全額免除基準の規定が設けられました。学生納付特例については令和3年4月分以降の国民年金保険料から、また、免除については令和3年7月分以降の国民年金保険料から適用されます。

改正前

- 国民年金保険料免除及び学生納付特例の免除等該当基準に寡婦（前年の所得額が125万円以下に限る）は対象となっていました。未婚のひとり親は含まれていませんでした。

改正後

- 令和2年度税制改正により、令和3年度分の個人住民税から、未婚のひとり親（前年の合計所得額が135万円以下に限る）が、個人住民税の非課税措置の対象に加えられました。
- これを受け、国民年金の免除等基準においても、「前年の合計所得額が135万円以下の未婚のひとり親」が対象に加えられました。
※ 所得基準額が10万円引き上げられました。（125万円⇒135万円）

3. 脱退一時金の支給上限月数の見直し【令和3年4月施行】

日本国籍を有しない方が支給要件を満たしたときに支給される脱退一時金について、その支給額の対象となる年金加入期間の上限（支給上限月数）が引き上げられました。

改正前

- 支給上限月数が36か月（3年）として計算されていました。

・脱退一時金は、一定の要件を満たした場合に、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求することにより、保険料を納付した月数に応じた額が支給されます。

改正後

- 支給上限月数が60か月（5年）に引き上げられました。
- この取扱いが適用される方
（国民年金にかかる脱退一時金）
 - ・令和3年4月以後の国民年金保険料納付済期間を有する方
（厚生年金保険にかかる脱退一時金）
 - ・令和3年4月以後の厚生年金被保険者期間を有する方

4. 寡婦年金の支給要件の見直し【令和3年4月施行】

国民年金第1号被保険者期間のある夫が亡くなったときに、妻が60歳から65歳までの間に支給される寡婦年金について、死亡した夫の年金受給状況にかかる支給要件が見直されました。

改正前

○ 夫に障害基礎年金の受給権がある場合、その受給権発生日と夫の死亡年月日が同月のときは、障害基礎年金の受給権が発生しているため、寡婦年金を受け取ることができませんでした。



改正後

○ 夫が障害基礎年金の支給を受けずに死亡した場合（＝障害基礎年金の受給権発生日と死亡年月日が同月のとき）は、寡婦年金の支給要件を満たすことになりました。

【寡婦年金の支給要件】

- ① 死亡した夫に、国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間または保険料免除期間が10年以上あること。（平成29年7月31日以前に受給権が発生する場合は25年以上あること。）
- ② 死亡した夫が、老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給を受けていないこと。

【改正前の支給要件】

死亡した夫が、障害基礎年金の受給権者であったことがなく、また、老齢基礎年金の支給を受けていないこと。

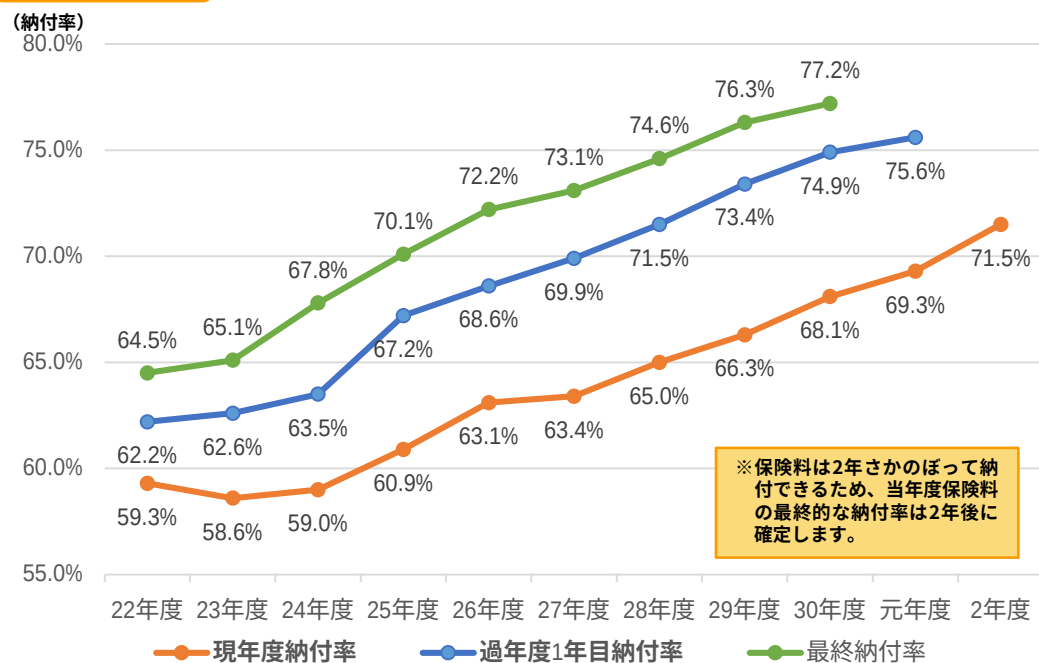
- ③ 請求者である妻が、65歳未満で老齢基礎年金を繰上げ受給していないこと。
- ④ 婚姻関係（事実婚を含む）が10年以上あり、夫の死亡当時、夫の収入により生計維持していること。

(3) 国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標（全国）

平成22年1月に日本年金機構が設立されて以降、基幹業務については、国民年金保険料の納付率の向上、加入指導による適用事業所数の増加、厚生年金保険料収納率の向上など、着実に実績を積み重ねてきました。

社会では今、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた様々な対応が求められています。このような中、日本年金機構に課せられた「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運用し、年金受給者に正しく年金をお支払いすることにより、国民生活の安定に寄与する」という使命を改めて強く認識し、引き続き基幹業務の推進に取り組みます。

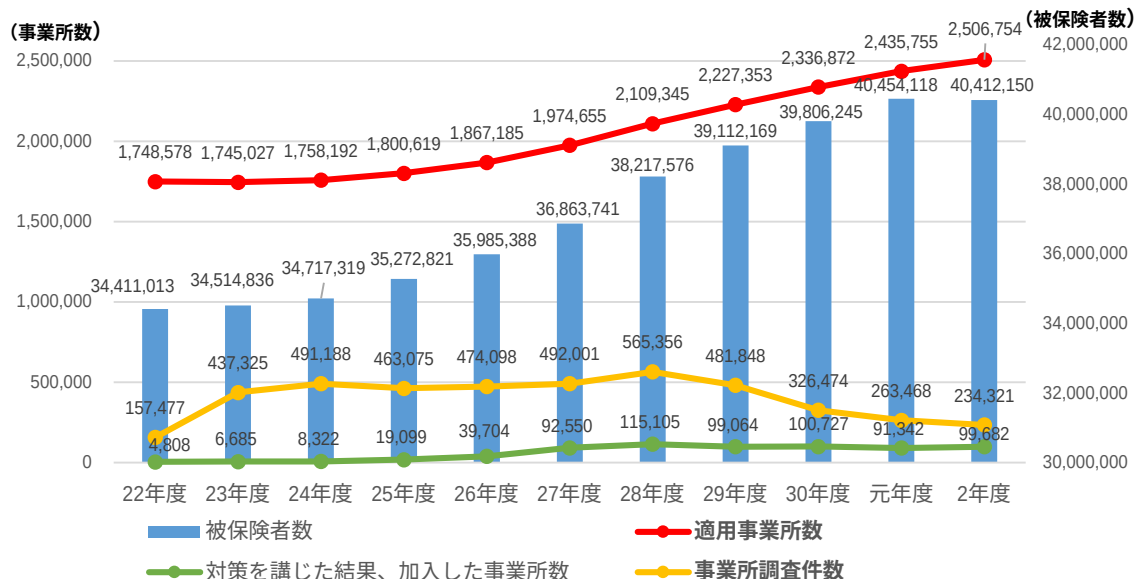
国民年金



【令和2年度の主な取組】

- 20歳到達者に職権による適用を実施するとともに、加入のお知らせと同時に納付書を送付しました。加えて、電話による納付勧奨や免除制度の案内等を行い、後追い勧奨を実施しました。
- 上記の20歳到達者への対応や、新規未納者を対象とした対策に加え、臨時特例免除にも適切に対応しました。
- これらの結果、強制徴収が制限される中でも、現年度納付率71.5%（9年連続で上昇）、最終納付率77.2%（8年連続で上昇）と、目標を達成することができました。

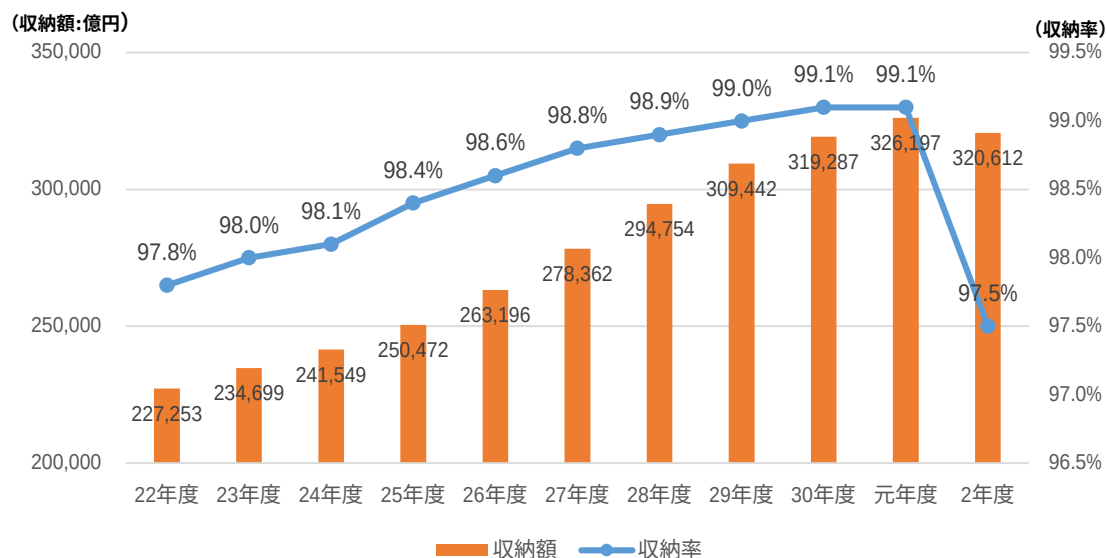
厚生年金保険適用



【令和2年度の主な取組】

- 未適用事業所の適用促進については、訪問や来所要請に制限があり、文書や電話による加入指導が中心となりましたが、国税源泉徴収義務者情報を活用した加入指導等により、約10万事業所を適用に結びつけました。
- 事業所調査については、訪問・呼び出しによる調査が制限され、郵送調査が中心となりましたが、目標を上回る事業所への調査を実施し、調査により適用した被保険者は1.9万人以上に上りました。

厚生年金保険徴収



【令和2年度の主な取組】

- 滞納処分が制限される中、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難となった事業所に対して、納付猶予特例の案内を行い申請を促すなど、事業所の状況や事業主の心情に配慮した柔軟な対応を最優先で実施しました。
- 令和2年度における厚生年金保険料収納率は97.5%となり、前年度を下回りましたが、納付猶予特例及び法定猶予制度の許可中の金額を除いた場合の収納率は99.3%となり、前年度と同等の水準を保ちました。